

## 平成18年度 第3回 男女共同参画審議会議事録

### 1 開催日時

平成18年8月2日（水）10：00～12：00

### 2 開催場所

県庁特別会議室（7階）

### 3 出席者

(1)委員 8名（富田委員、有馬委員欠席）

(2)事務局

江川総務部企画幹、田島男女参画・県民活動課長、男女参画・県民活動課員、  
福井県男女共同参画推進会議幹事課

### 4 審議内容

(1)「福井県男女共同参画基本計画」の改定について

事務局説明 [内容省略]

会長： 計画の目玉として5年間で何を達成したいのか、重点目標のようなものを設定して、多くの県民が理解できるものがないかと思う。

I「男女が共に築く福井」の中で、16年の県民意識調査では、社会的慣習による男女差別を感じるとの回答が一番多かった。①「家庭・地域での慣習の見直しおよび意識の改革」とあるが、慣習・しきたりをできる限り細かいものを多く拾い、集約して勉強会等に活用することを考えてはどうか。女性の区長が少ないが、それ以前に色々なことがある。現行計画には出不足料の話が出ているが、他のものも多くあるはずで、取り上げたらどうか。

②「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」で、審議会への女性の登用拡大はかなり進んできた。しかし課題もあり、審議会に女性委員が一人もいない、全体的には%が一定数だが審議会によってばらつきがある。女性職員の登用拡大は、県、市町で進めているが、あるところで女性職員はかなりの人数がいるとのことであったが、多くは保育士などであって、一般職員には女性が多くないという問題もある。かなり、良くなっているが、そのような事実も明確にしたらどうか。

農山漁村等については様々な課題があるが、昨夏の、農村での家

族経営協定数が70くらいだったが、今年の春には変わってきているが、実際に農業を担う女性はかなりいるが、経営等に参加できる道筋をどのように作るか、家族経営協定の一定の進展があると思う。委員各位はどのように考えているのか、ご意見を伺いたい。

委員： 「農山漁村の確立」とあるのは、農山漁村地域での男女共同参画が遅れているという意識で、取り上げているのか。計画策定当時、特に特定した意味は何か。

事務局： 農山漁村地域が多く、それが福井県の特徴でもあることから、その地域での取組みが必要であることから、特に取り上げている。

委員： 現時点、今後を考えて、農山漁村を特定することが必要かどうか、特定せずに、地域社会とかにすればいいのではないかと思う。

委員： 地域の環境というのもあるが、一方では、難しいのは、労働環境の問題もある。就業条件とか女性の参画という時に、経営における参画、一家の経営もあるが、地域的な経営参画の農山漁村もあるから、Ⅱ「男女が共に活躍できる福井」も考えもあり、Ⅰ「男女が共に築く福井」も入るのかと思う。

委員： 第一次産業の農林水産業は、産業なのか、地域活動なのかと考えると、現計画では、企業活動でなく地域活動の一環として捉える側面が多い。産業として捉えたらどうか。男女共同参画の大きな論点が、就業環境が前提となりつつある状況からすると、組織論とか、農協や漁協のシステムに深く立ち入る部分も、企業経営という論点から必要な部分であり、他部局との連携がもう少し必要でないかと思う。

④「多様な選択を可能にする教育・学習の充実」について、生涯教育と捉えれば効果的に進められるが、一番教育をすべきなのは、企業経営者でないかと思う。一般的には、経済同友会、商工会議所、商工会において、男女共同参画という概念が価値観として告知されることが、この計画には、経済関係団体を通じて企業経営者に促すことが指針として明確に出ていないので必要である。

重複によってどこかに記載されているということも必要だが、全体論で捉えて各論にもっていくことも必要。

会長： 農山漁村の確立で、「性別役割分担意識の改善」で、雇用労働の観点から雇用主との関連はどうなのか、「農林漁業に関する指導機関等への啓発」も削られているがどうなのか。

事務局： 「地域における男女共同参画の視点からの慣習・しきたりの見直

し」を農山漁村だけで取り上げていたが、一般的なⅠ①に含めてしまい、それに合わせて主な施策を削除する案である。残すべきであれば、言って欲しい。

会長： 商工関係団体等への意識啓発や農林漁業指導機関等への啓発は非常に大事なこと。

女性が労働するだけでなく、決定事項への参画、男性の地域や家庭への参画が、国の計画改定に強く出されている。

委員： 指導機関等への啓発は、総論のところには出てこない。

会長： これを落とすことは、今後推進が難しくなるのではないか。

事務局： 企業、農林漁業の指導機関等への普及啓発は、非常に重要なので、どこかに入れる。

委員： 「農山漁村の確立」は、Ⅰ「共に築く福井」ではないと思う。農山漁村にも仕事がある。Ⅱ「共に活躍できる福井」がいいのではないか。

委員： Ⅱ①施策の方向（3）の文章で、「労働力不足が懸念されることから……女性の再就職支援に向けた支援の充実……。」とあるが、この表現では、女性の働きたい気持ちが入っていないように感じる。

実情で記載があるのはわかるが、不足しているから働け働けで、支援されるのかどうか、応援されている感じがしない。表現を考えて欲しい。

また、施策の中で、女性の再就職支援に向けた支援に関することが、具体的なものがない。一旦退職した女性を対象にした、具体的な施策が欲しい。

委員： 企業側としても、一旦退職した女性とどこでめぐり合えるのかという情報が欲しい。ハローワークでは、求人に条件が付けられず、そのような女性の限定はできない。例を挙げると、商工会議所で若年層やニートを対象のジョブカフェで就職斡旋活動をしているが、その中の一つとして、パートや育児後の短期など、一種の人材登録機関に問い合わせをすれば、めぐり合えるというシステムが必要ではないか。

ハローワークでは企業側も、働く側もかなり条件を言われて登録しなければならず、もっと率直に登録できる制度が、ジョブカフェの延長線上にあるといい。

会長： 中途採用とか。

委員： 現実に、自社を退職した女性に再度、働いてもらっている。前の経験があることを前提に就職してもらった方が、企業としても効率がいい。ハローワークでは、細部まで十分でない。行政支援として考えられる方法である。

委員： 「テレワーク」という言葉が出てくるが、初耳で行政用語なのか。「SOHO」なら知っているが、注釈して説明する行政用語ならば、使わないで欲しい。「情報機器を活用した在宅勤務等」などでいいのではないか。

委員： 文書での表現で「払しょくします」と断定しているが絶対しなければならない。「払しょくするよう推進します、努力します」との漠然とした表現が良いのではないか。

Ⅲ③「男女が共に思いやる健康づくり」の現状と課題で、女性にばかり記載されている。男性にも更年期障害があるとのこと。その点についても平等に記載して欲しい。

Ⅲ④主な施策（3）高齢者の社会参加に対する支援での「社会参加・就業の支援」で、なぜ、女性活動事業を推進しないと、老人クラブの活性化が図れないのかが疑問である。

事務局： 老人クラブの役員は8割が男性であるなど活動は男性が中心であり、女性にも積極的に中心的役割を担ってもらいたい趣旨から記載している。  
(長寿福祉課)

委員： 男女共同参画の国際交流は、地域に絞った方がいい。労働者を含めて1万人（2～3万人とも）の外国人が福井県に来ており、共生する視点を国際交流の中で、男女共同参画の中でも捉えて欲しい。生活習慣の違いにより事故やトラブルが起きている。宗教の違い、互いの理解不足、変なうわさや、変な目で見るとなど。日本で子供がかわいいと頭を撫でるが、タイでは、撫でると怒られる。仏教上、神聖だから絶対触ってはいけない。それを知らずにトラブルになる。国際交流が、外に出る視点だけで捉えているようだが、同じ地域の中で交流をする視点を持つべきで、そのような施策を入れて欲しい。

NPOのたんなん夢レディオの方と話だが、丹南にはブラジル人が多く、ラジオで中国語、ポルトガル語を使って福井を知ってもらおう事業のために補助金を欲しいとの話だったが、非常に良いことだと思った。

委員： 「行政等における女性職員の拡大」について、県や市町村で徐々に割合が増えているが、実情は、管理職に就けない人が早期退職す

るという歪みが生じている。管理職としての能力に誰もが納得できる女性ならいいが、そうでない場合には、もう管理職にはなれないと男女ともに諦めて早期退職する実態があると聞いている。

会長： 全員が管理職にはなれないが、公務員のそれぞれの人事のケースは、どのように公明正大にするのかを職場職場で検討することが大事である。それを外側から判断することはできない。民間企業を含め優秀な人材が逃げるのは大きな損出であるので、いい人事体制をつくることが重要である。

委員： 審議会への女性委員の登用に関して、某審議会で公募で2名を決めるのだが、女性委員の登用のため、内定していた男性が辞めざるを得ない状況があった。

委員： 人数合わせてのために、女性を採用するべきでないということではないか。ただ、人事考課の問題であり、男女共同参画の問題でないと思う。

委員： マニフェストにもあるが、できるだけ目標に近づけたいと働くが、一方で適正さ公平さを同時にからめないと、ただ数値を上げるための施策が先行してしまう。男女共同参画だけの問題ではない。その当たりをバランスよく実行しないと、せっかくの良い施策であっても、問題があるのでないかとの意見も出てしまう。

事務局： 数字が絶対ありきではない。目的を達成するために必要な人材に就任してもらうのが第一で、同じような能力の方ならば、ぜひ、女性を選んで欲しいと考えている。

会長： そのような市町があれば、その点を考えて指導して欲しいが、女性の比率を上げるには、女性を育てることも大切なので、指導の際には合わせてお願いしたい。

委員： Ⅲ③(2)「妊娠・出産等に関する健康支援」で「不妊対策を推進します」の表現がある。不妊は本人にとってデリケートな問題で、悩んでいる方もいると思うが、表現がわかりにくく、また、対策としてすべきなのかと、本人にすれば「支援する」とかの表現、配慮した表現方法をお願いしたい。

会長： 福井県内の産科の状況はどうなっているのか。遠方に行く事例がマスコミ報道であるがどうなのか。

事務局： 全国的に産科の医師が減少しているとあり、県内の一部地域でも

産科医がいないと聞いているが、詳細は把握していない。

委員： 「メディアにおける女性の人権の尊重」について、女性だけでないが、主な施策の「有害環境の浄化の推進」が非常に重要で、男女共同参画の視点を含めて対応していかなければならない。表現の自由や通信の秘密に関して、マスコミ、警察、行政が情報の非公開性に捉われすぎでないか。会社に猥褻な電話がかかっても、警察は逆探知をしてくれない。何十件もかかってこないと警察権でNTTに対する逆探知ができない。

有害凶書、インターネットを含めて有害環境は簡単にできる。その浄化にはものすごくエネルギーがかかる。ITの進歩によって環境の変化と、犯罪を未然に防ぐ、発生する前に取り締まることをしないと、男女間のものを含めて有害環境が取り締まれない。有害環境が発生している状況を認知し、対応することが行政課題、警察課題であると思う。出版物や出版元が明確なものは匿名でないのだから、匿名なもの、掲示板、メール、インターネットでの有害環境がどんどん広まっている。特に、男女共同参画だけでなく、青少年の中でメールによる誹謗中傷、言葉でのいじめが多発していると聞いており、有害環境がどんどん発生しているという事実認定を様々な機関においてすべきである。

取り締まりやチェックすることを通じて、価値観を定着させることが大事である。

委員： 県職員の旧姓使用を削除したのは、止めたのか。

事務局： 完全に実施しているため、削除した。

委員： リプロダクティブ・ヘルス・ライツの項目を削除するのはなぜか。

事務局： Ⅲ③「男女が共に思いやる健康づくり」の項目を整理したため、リプロダクティブ・ヘルス・ライツの意識の啓発は、「妊娠・出産等に関する健康支援」での主な施策に含めている。

委員： 県職員の旧姓使用は、実例としてかなり実施しているのか。学校教育関係者、市町職員も実施しているのか。

事務局： 県教職員は、完全に実施しているが、市町の状況はわからない。

事務局： 今年の5月末現在で、県の中で27名が旧姓使用をしている。  
(人事企画課)

委員： 「メディアにおける女性の人権尊重」で、情報化社会の中で情報

が氾濫しており、メディアでの取り扱いが十分でないということで、取り上げられているのだと思う。女性の人権をどこまで守るかという点では、メディアの役割は大きい。色々な犯罪を考えると、治安を守る、人権を守ることは、一步踏み込むべきだと思う。何かあれば対処するのが現在の日本の風潮であり、これが、犯罪を予知しながら何らかの事実が生じないと、どの機関でも取り締まらず、抜き差しならない状況になっている。何をもって対処するかといえば、地域住民の意識であり、積極的に踏み込む強い意思をどこかに込めないと、犯罪の環境は増幅する。

個人情報等の情報公開は、難しい問題である。個人情報は過度に保護されているのでないか。地域社会を守ることについては、もっと情報を公開、共有、一步踏み込むといった、住民の意思が必要だと思う。女性が半ば被害に遭ってもどこも対処できず、危害を加えられて初めて警察が動くところがある。子供の虐待も同じで、近所づきあいで分かるが何も対処できない。法律が取り締まれないから待つという受身の姿勢では守れない。改正では、強いメッセージを込めて欲しい。

会長： 「女性に対するあらゆる暴力」で、「配偶者等からの暴力への対策の推進」がある。家の中にも危険があり、配偶者、恋人からの暴力もある。県では、配偶者暴力防止基本計画を策定したが、この計画の実現もしっかり踏み込んで実施して欲しい。

育児・介護休業について前回で話をしたが、国は年次休暇の消化を平均46.5%から当面55%を目標とするとしている。暮らしと仕事をバランスよくするための第一歩として年休消化率を上げていく。育児・介護のためでなく、ワーク・ライフ・バランス、何のために使っても良いが、取得する目標を掲げたらどうか。育児・介護休業の取得目標の設定もあるが、年次休暇の取得は大きな課題として取り上げたらどうか。

委員： 「高齢者の社会参加に対する支援」について、「高齢者が生きがいを持って充実した生活を送るためには、生きがいとなる社会生活を行うことが重要である。……職業生活を送る……」と書いてある。別に、職業生活でなくても趣味やボランティアなど様々な方法がある。職業でなく、そのような機会を与えることが重要だと思うが。

事務局： 趣味も生きがいが、今まで培った経験や知識を、社会に貢献していただくことが重要だと思う。元気なお年寄りが社会活動を行ってもらうことが重要であるとの観点からこの表現としている。

会長： 地域によって、高齢者の社会参加がしやすいところがある。田畑を持っているとか、地域の役職に就くとか。男性の勤労者が退職後

に定期券を買って、元の会社が見えるところに毎日通うといった話を聞くことがある。福井市の勤労者にもいないことはないと思う。男性も女性も社会の中で担う役割によって、様々な問題を抱えることから、その支援策を捉える中での一環でないかと思う。福井もすべての地域で同じ状況ではない。

委員： III④(2)「高齢者が安心して暮らせる生活環境づくり」の主な施策「地域生活支援体制の整備」で、「外出機会の増加を図るための施策の支援を図る」とあるが、具体的にどのようなことを想定するのか。

事務局： 介護タクシー等の移動手段に対し、ボランティアが積極的に参加できるように福祉有償運送のしくみを整備するとか、介護保険においては、移送介助を担う訪問介護事業所が質の高いサービス提供に取り組むようにしている。

委員： 高齢化社会で、元気ならば仕事や趣味、病気で病院に通う人など、外出する老人が増える。福井県は、全体的に車社会なので、市街地は別として少し郊外では、公共交通機関が案外不便である。車社会は若者には便利な交通体系だが、高齢者には不便で、近くて目の前のところに行けない。男女共同参画とは外れるが、市町でのコミュニティバスも含めて、高齢者の足を守ることが大切である。

委員： 社会において、情報化、国際化、高齢化が進み、地球にやさしいといった環境問題があり、男女共同参画を加えて、この五つが、社会のトレンドだと感じている。情報化、国際化、高齢化、環境問題を包括したうえでの捉え方をしないと、現実的な社会の認知から浮き上がった男女共同参画の計画書になってしまう。包括して、だから男女共同参画はこうあるべきだという方向に持って行って欲しい。環境、ECOという言葉が、もう少し捉えられる部分があってもいいのでないか。

事務局： 環境については、新しい分野で挙げている。

委員： 施策でなく、前提として挙げて欲しい。男女共同参画での環境の施策は難しく、男女共同参画の必要な背景として捉えるべきでないか。

委員： 計画を改定する必要性、メリハリが出てくれば改定の意義がでてくる。国が改定するから福井県もではどうなのか。今の時代を謳い込むことが必要である。何を県民に訴えたいのかがぼやけてしまっ  
てはいけない。

委員： 国民が求める最大の生活の前提は、安全・安心である。安全・安心の中から、男女共同参画社会の計画がなされるべき。県民のニーズと背景を摺り合せてもらえれば、内容は問題でない。

会長： これまで、雇用の問題を取り上げてきたが、男女共同参画を積極的に推進する企業を積極的にPRできる方策が何かできないか。

男性の自殺率が、景気が悪くなる中で増加している。また、女性の鬱が男性の2倍になっている。それが、女性が抱える性別役割分担、色々な節目節目の中で、例えば、仕事を辞める、仕事を辞めず一生懸命がんばることが、鬱に関連しているとの報道がされている。健康問題以外で、男性が一身に経済的な荷物を負っていることでの歪みもある。それに対する対策は、根本的には健康問題の中ですべきであり、性別役割分業の解消とあわせて重要である。

委員： 男女共同参画が一番進んでいないのは、地域である。地区の会合に男性しか参加しないのが慣習になっていて、女性が行かない、行けない状況にまだあるので、女性が会合に参加できる状況が必要。「町内会の役員に男性しかできない」との表現があるが、「なれない」のではなく、「役員を決める場所に男性しか行っていないので男性しかならない」のである。いろいろなところで、女性が参加する機会を与えることを訴えて欲しい。

会長： 県の意識調査でも、職場、地域、家庭で男女差別があるとの回答があり、できる限り、具体的な事例を教えていただき、その事実を公民館の会議など様々なところで公表して議論して欲しい。

トップに対する話、地域における意識改革のうえで必要である。

委員： 諸団体で、女性部会を設けることはおかしい。女性部がなくても男女共同参画社会が語れる組織になることがこの計画で、考えることでないか。

委員： 労働組合においても、女性部会をなくす動き、女性だけを取り上げること、女性委員会がおかしいという議論がある。理想的には、男女共同参画委員会として、男女が一緒に取組むという方向だが、一足飛びになくすことは、状況が何も変わっていない状況では難しい。

現在は、男女平等推進員会と女性部会との2本立てで取組んでいる。

委員： 人権擁護委員会は、法施行と同時に女性部会を廃止した。従来、女性部会が女性の人権問題を扱っていたが、男女共同参画推進部会

と改め、研究、啓発を女性だけで行っていたが、男女同数で実施するようにした。

委員： 企業での改革委員会や推進委員会等でいろいろなことをしないと、会社が動かなくなっている。それらの委員会に、女性がどれくらい参加してくれるかが改革の原点で、企業において訓練しており、その延長線上で管理職が出てくる。何もしない中でいきなり女性に管理職になれと言われて、私はできませんというのが今までの中小企業であった。会社の中で男女の問題、女性の考え方、意見、立場を取り入れないと、現実的に会社は生き残れない。人口減で、今の数の会社は存在できず、存在し続けるためには、働く方、顧客の双方の女性と、いかに連携を取り協力的にやるかという考え方で、女性だけで島を作るのはどうか。

委員： 「女性のチャレンジ支援」の前段と後段が全く違う内容のチャレンジになっている。一般的な女性のチャレンジと子育てなど特定の環境の女性のチャレンジとが一緒に語られている。女性の対策を考える場合に、様々な環境、対象者の女性がいるのに、ひとくくりにはできない。二段書きなど、文章を分けて書いたらどうか。

会長： 企業として、女性が退職せずに済むような働き方を制度化できないのか。再就職できるかどうか不安であるので、そこを払しょくできないか。

委員： 企業が色々な環境の方に合った働き方を認めるべきだと思う。企業がどのように雇用条件を提示できるかが、社会的責任である。  
正社員からパート社員になるには、制度上、一旦、退職してもらわないといけない。そして、再契約とし、雇用形態がパートとなり、育児後、正社員として再契約をする。

会長： 短期正社員とするのは難しいのか。

委員： 契約条項が違う。育休は契約変更ではない。パートでは雇用時間が違い、雇用条件の変更になるので、一度リセットすべきだと思う。

## (2) その他

次回の審議会は、9月4日(月)午後1時30分から開催。